

動物愛護管理基本指針の点検（第5回）について

〔※ 平成18年度に策定した同指針について、平成23年度に実施した環境省等の取組や国民の意識調査の結果等を中心にとりまとめたもの。〕

1. 普及啓発

（環境省等の取組）

- 動物愛護週間に合わせ動物愛護啓発に関するポスター2種及びパンフレット1種を新たに作成。都道府県、指定都市及び中核市（以下「自治体」という。）や関係団体等に計約14万部を配布。
- 動物愛護週間（9月20～26日）期間中に、東京都、台東区、動物愛護団体等と協力して、上野恩賜公園においてシンポジウムや屋外イベント、動物愛護管理功労者大臣表彰等の動物愛護週間中央行事を開催したほか、全国104の自治体が218の動物愛護週間地方行事を開催。
- テレビ、ラジオ、環境省ホームページ及び広報誌等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施。
- 自治体や動物関連団体等が実施する講演会等で、動物の愛護及び管理に関する取組を周知。

（現状・進捗状況）

- 環境省による一般市民を対象としたアンケート調査^{※1}では、現時点の「動物愛護管理法」の認知度は約60%、法律の内容まで知っている人の比率は約21%であった。

〔※1 インターネットによる無作為抽出調査。サンプル数2,440。平成24年2～3月実施。以下同じ。〕

2. 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

（1）適正飼養の推進

（環境省等の取組）

- 動物愛護管理のあり方検討小委員会において、「多頭飼育の適正化」「飼い主のいない猫の繁殖制限」「虐待の防止」「学校飼育動物、公園飼育動物等の適正飼養の規定」等について議論。
- 平成20年度に新設された、地方交付税の積算基礎に都道府県等における動物の収容等に要する経費（エサ代・ワクチン代：計3.5億円）を追加した措置を平成23年度も継続して実施。
各自治体においては、税収入、地方交付税等を基にして、動物愛護管理に関する

業務を遂行。

(現状・進捗状況)

○犬猫の不妊・去勢措置の実施率について、環境省による一般市民を対象としたアンケート調査においては、犬で約 48%、猫で約 93%であった。

表 1 犬猫の不妊・去勢措置の実施率

	平成 2 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
犬	(15%)	(27%)	(25%)	40%	45%	42% (36%)	44%	48%
猫	(37%)	(63%)	(70%)	83%	84%	83% (76%)	79%	93%

※ () 内は内閣府調べ

(2) 犬猫の引取り数・殺処分数の減少

(環境省等の取組)

○自治体における動物収容・譲渡施設の整備に対する支援を実施。(平成 21 年度から継続。補助率 1 / 2。)平成 23 年度からは、災害時における仮設の施設整備に対しても対象を拡大。

(現状・進捗状況)

○自治体の収容施設における犬猫の引取り数は、平成 16 年度に比べて約 40%減少 (H16 年度：約 42 万頭 → H22 年度：約 25 万頭)。

○元の所有者等への返還や新たに飼養を希望する者への譲渡等の推進により、返還・譲渡数は約 55%増加 (H16 年度：約 2.9 万頭 → H22 年度：約 4.5 万頭)。

○引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により、殺処分数も年々減少 (H16 年度：約 39 万頭 → H22 年度：約 21 万頭)。殺処分数率も約 82%まで減少 (H16 年度：約 94% → H22 年度：約 82%)。

表 2 全国における犬猫の引取り数・殺処分数

	平成 16 年度※			平成 21 年度			平成 22 年度			増減 (対平成 16 年度比)
	犬	猫	合計	犬	猫	合計	犬	猫	合計	
引取り数 (千頭)	181	237	418	94	178	272	85	164	249	40%減少
返還・譲渡数 (千頭)	25	4	29	33	11	44	33	12	45	55%増加
殺処分数 (千頭)	156	239	395	64	166	230	52	153	205	48%減少
殺処分数率			94%			85%			82%	12ポイント減少

※平成 16 年度の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

(3) 適正譲渡の推進

(環境省の取組)

- 自治体に収容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「収容動物データ検索サイト」に、平成24年7月末現在で76自治体が参画。

(現状・進捗状況)

- 全国の返還・譲渡数が約55%増加(H16年度：約2.9万頭 → H22年度：約4.5万頭)。<再掲>

(4) ペットフードの安全性の確保

(環境省及び農林水産省の取組)

- ペットフード安全法の対象となる愛玩動物の拡大について検討。(環境省)
- ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報を獣医師から収集するための通報窓口を環境省に設置。(環境省)
- 製造業者及び輸入業者に対して、無通告による定期的な立入検査を実施。(農林水産省)
- ペットフードの新たな成分規格を追加。(農林水産省、環境省)

3. 動物による危害や迷惑問題の防止

(環境省の取組)

- 飼い主のいない猫による生活環境の被害や近隣トラブルの問題について、自治体及び地域住民の取り組みの実態を把握し、課題と対策について検討した。
- 特定動物の対象種の見直しに向け、危険な動物の飼養規制に関する海外事例、現行の特定動物の対象種に関する分類学的調査及び特定動物の交雑種について資料収集を行った。
- 第22回動物愛護管理のあり方検討小委員会において議論。

(現状・進捗状況)

- 特定動物として、全国で約44千頭が飼養許可(平成19年9月現在：36,889頭 → 平成23年4月現在：44,148頭)。
- 全国における犬の咬傷事故件数は、増減を繰り返しているが、全体的には減少傾向にあり、16年度と比較すれば約28%減少している(H16年度6,067件、H17年度5,275件、H18年度5,315件、H19年度5,500件、H20年度4,950件、H21年度4,940件、H22年度4,383件)。

表3 特定動物（危険動物）の飼養許可状況

	哺乳類		鳥類		爬虫類		計	
	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数※	頭数
条例による飼育許可状況 (平成18年3月31日現在)	450	9,193	36	105	402	31,283	845	40,581
法による飼養許可状況 (平成19年9月1日現在)	722	11,916	94	301	483	24,672	1,180	36,889
法による飼養許可状況 (平成20年9月1日現在)	685	11,708	102	308	578	27,665	1,212	39,681
法による飼養許可状況 (平成21年4月1日現在)	727	12,162	103	378	645	28,123	1,412	40,665
法による飼養許可状況 (平成22年4月1日現在)	729	11,722	122	463	703	29,055	1,482	41,419
法による飼養許可状況 (平成23年4月1日現在)	746	13,226	114	479	805	30,443	1,531	44,148

*箇所（総施設）数は実数を示しているため、各分類群ごとの箇所（施設）数の合計とは一致しない。

4. マイクロチップ等による所有明示（個体識別）措置の推進

（環境省の取組）

○マイクロチップによる所有明示の実施率を向上させるため、（公社）日本獣医師会の協力を得て映画ポスターを活用した普及啓発材料を作成して全国の自治体等に配布。

○第19回動物愛護管理のあり方検討小委員会において議論。

（現状・進捗状況）

○犬猫の所有明示措置の実施率について、環境省による一般市民を対象としたアンケート調査においては、犬は約55%、猫は約38%。

○動物ID普及推進会議（A I P O）へのマイクロチップの登録数が、約60万件に増加（H18年度末：63千件 → H23年度末：602千件）。

表4 犬猫の所有明示措置の実施率

	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成15年比
犬	(33%)	44%	54%	55% (36%)	58%	55%	22%増加
猫	(18%)	26%	32%	37% (20%)	43%	38%	20%増加

*（ ）内の数字は内閣府調べ

表5 マイクロチップの登録数（動物ID普及推進会議調べ）

	犬	猫	その他	合計
平成18年度末現在	43,441	18,211	1,147	62,799
平成19年度末現在	103,418	25,887	1,783	131,088
平成20年度末現在	176,677	38,559	2,099	217,375
平成21年度末現在	26,8940	56,060	2,684	327,684
平成22年度末現在	369,860	77,530	3,024	450,414
平成23年度末現在	493,131	105,910	3,364	602,405

5. 動物取扱業の適正化

（環境省等の取組）

- 動物販売業における販売実態等について、全国ペット協会の協力を得て、動物販売業者に対してアンケート調査を実施。
- 動物取扱業として新たに「競りあっせん業」及び「譲受飼養業」を追加する政令を公布（施行は平成24年6月1日）
- 販売業者、貸出業者及び展示業者による犬及びねこの夜間展示を禁止する環境省令を公布（施行は平成24年6月1日）
- 動物愛護管理のあり方検討小委員会において議論。中間報告書に対して約12万件のパブリックコメントが寄せられた。

（現状・進捗状況）

- 動物愛護管理法が平成17年に改正されたことによって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、それ以降も動物取扱業の登録施設数は毎年増加している（平成17年度末現在：19,893施設 → 平成23年4月1日現在：39,897施設）。

表6 全国における動物取扱業の登録（届出）状況

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業 総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（のべ数）	
[旧]届出状況 （平成18年3月31日現在）	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
登録状況 （平成19年9月1日現在）	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292
登録状況 （平成20年9月1日現在）	21,872	16,490	765	2,820	1,900	43,847	34,224
登録状況 （平成21年4月1日現在）	22,875	17,493	853	3,058	2,001	46,280	36,101
登録状況 （平成22年4月1日現在）	23,866	18,868	856	3,325	2,150	49,065	38,460
登録状況 （平成23年4月1日現在）	24,299	20,162	975	3,544	2,281	51,261	39,897

6. 実験動物の適正な取扱いの推進

(環境省の取組)

- 国内の実験動物を取り扱う施設に対して「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等の遵守状況について実態を把握するため、アンケート調査を実施。
- 第 21 回動物愛護管理のあり方検討小委員会で議論。

(現状・進捗状況)

- 動物愛護管理法及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の告示を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が策定した動物実験等の実施に関する基本指針や、日本学術会議がとりまとめた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」によって、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管基準の遵守を推進。

7. 産業動物の適正な取扱いの推進

(環境省の取組)

- 第 18 回動物愛護管理のあり方検討小委員会で議論。

(現状・進捗状況)

- 平成 19 年 4 月に農林水産省として検討会を立ち上げるとともに、検討会に採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛及び馬の分科会を設置、平成 22 年度までにアニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー及び馬の飼養管理指針を作成。
- 環境省において「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号)の見直しについて検討。

8. 災害時対策

(関係団体等の取組)

- 災害時における動物の救護や特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置の迅速な実施のため、マイクロチップ等による所有明示措置の実施及び普及啓発を推進。
- 動物愛護週間中央行事のテーマを「備えよう！いつも一緒にいたいから」とし、災害時対策について普及啓発を実施。
- 第 22 回動物愛護管理のあり方検討小委員会で議論。

(現状・進捗状況)

- 全国 81 自治体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画等の中で、災害時における負傷動物の救護、迷子動物の搜索、動物対策本部の設置等の動物愛護管理に関する事項を明記(平成 23 年度調べ)。
- 環境省、自治体及び関係団体が協力して東日本大震災に対応。

- 災害対策基本法に基づく防災基本計画の各編に避難場所における家庭動物のためのスペース確保及び応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて記載。

9. 人材育成

(環境省の取組)

- 自治体の担当職員等を対象に、動物愛護管理業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とした「動物愛護管理研修」を開催し、計103名が参加。
- 自治体の担当職員、動物愛護推進員、開業獣医師等を対象とした各種講習会に参加。

(現状・進捗状況)

- 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言や講習会の講師等を行う「動物愛護推進員」に、60の自治体で計2,915名が委嘱された(平成24年3月末現在)。
- 自治体や地域の獣医師会、関係団体、市町村等からなる「動物愛護推進協議会」が、全国で49協議会(35都道府県、14指定都市・中核市)設置され、80の自治体が参画(平成23年3月末現在)。

10. 調査研究の推進

(環境省の取組)

- 動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理を動物愛護管理の制度の見直しを通して実施。
- 各種会議等を通じて、自治体、獣医師会、関係業界団体、関係学会等との連携の強化を図り、科学的な知見等に基づく施策の展開を推進。

11. 動物愛護管理推進計画

(現状・進捗状況)

- 平成21年3月までに、全都道府県がパブリックコメントの実施や検討会の設置等により、地域の多様な意見の集約や合意形成の確保を図った上で、「動物愛護管理推進計画」を策定。
- それぞれの計画は、動物愛護管理基本指針に即し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発や適正飼養の推進、動物取扱業の適正化、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進など、地域の実情を踏まえた具体的な目標や取組を明記。
- 犬猫の引取り数・殺処分数の減少については、45都道府県が具体的な数値目標を明記。
- 動物愛護推進協議会については、今後5県が設置を予定(平成24年3月末現在35都道府県が設置済み)。